

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「の管理」を「の管理等」に、「第55条」を「第55条の5」に改める。

第55条の3の次に次の2条を加える。

（指定催しの指定）

第55条の4 消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、第3章第2節に掲げる火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具（以下火を使用する器具等という。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定催しに係る防火管理）

第55条の5 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該防火担当者に、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること

(2) 火を使用する器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること

(3) 火を使用する器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（以下露店等という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること

(4) 火を使用する器具等に対する消火準備に関すること

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日）までに、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第58条第4号中「露店」を「露店等」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（火を使用する器具等を使用する場合に限る。）

第64条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第55条の5第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者は、300,000円以下の罰金に処する。

第65条中「の代表者」を「(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「各本条」を「同条」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の大

阪市火災予防条例第55条の4及び第55条の5の規定は適用しない。

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

屋外における大規模な催しに係る防火管理に関し必要な事項を定めるとともに、届出の対象となる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の範囲等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市火災予防条例（抄）

目 次

第1章－第5章 省 略

第6章 避難及び防火の管理（第48条－第55条）
管理等 第55条の5

第7章 省 略

附則

（消防活動空間）

第55条の3 省 略

（指定催しの指定）

第55条の4 消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、第3章第2節に掲げる火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具（以下火を使用する器具等という。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定催しに係る防火管理）

第55条の5 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該防火担当者に、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること

(2) 火を使用する器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること

(3) 火を使用する器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（以下露店等という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること

(4) 火を使用する器具等に対する消火準備に関すること

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日）までに、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第58条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(3) 省 略

(4) 露店 の開設、路上の工事又は荷物の搬出等で消防隊の活動を困難とするおそれのある行為
露店等

(5) 省 略

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（火を使用する器具等を使用する場合に限る。）

（罰 則）

第64条 省 略

2 省 略

3 第55条の5第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者は、300,000円以下の罰金に処する。

3 省 略
4

第65条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても 各本条の刑を科する。 ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者
同条

者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。